

地域運営委員会の設立について

千葉市市民局市民自治推進部
市民自治推進課

説明の内容

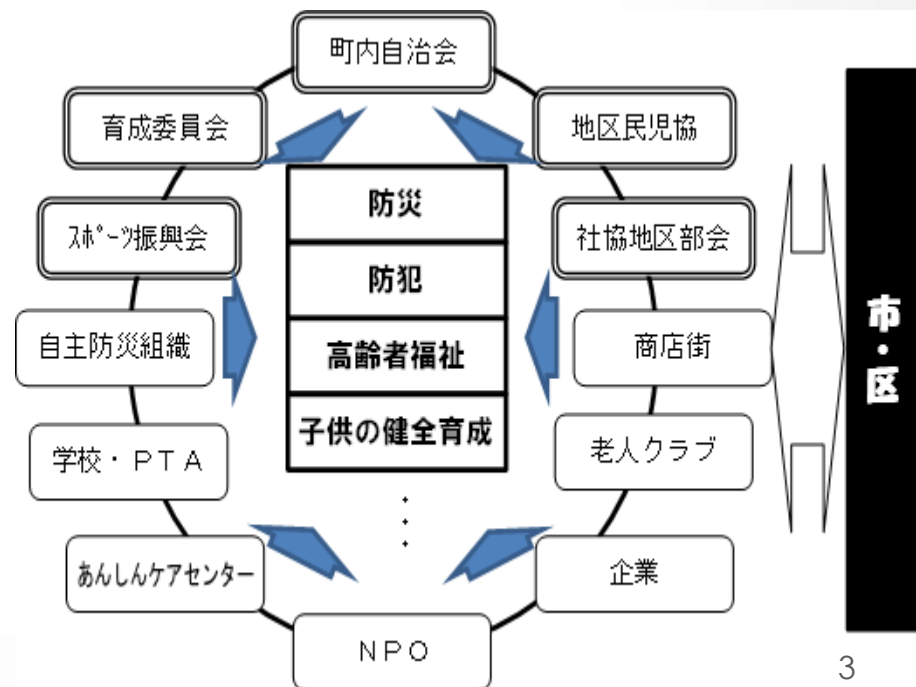
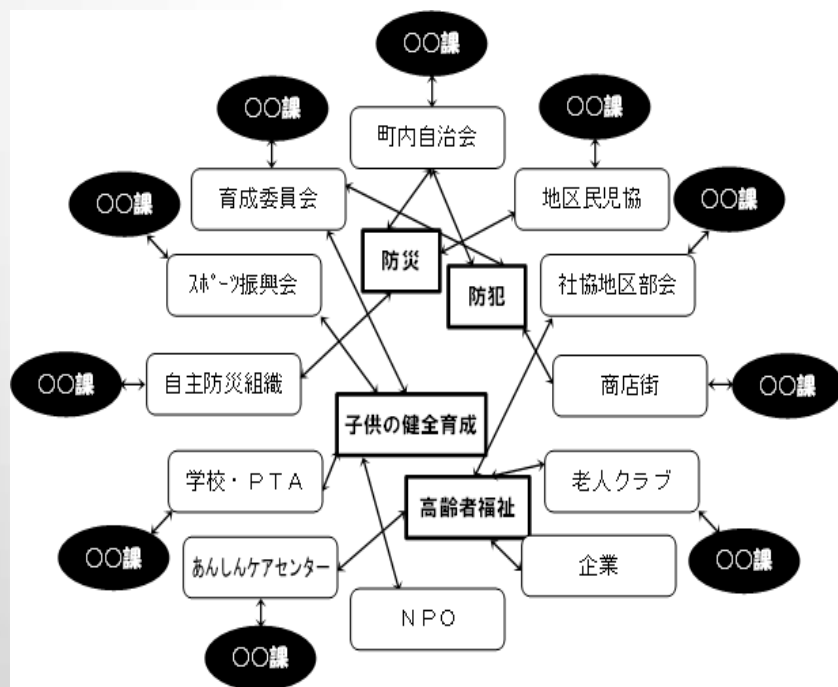
- 1 取り組みの概要
- 2 取り組みの背景
- 3 地域のメリット
- 4 地域運営委員会の取り組み内容
- 5 市の支援（今後の予定）

取り組みの概要

将来に渡り、地域住民の「助けあい、支えあい」による地域運営が可能な体制をつくるため

地域運営委員会の設立
市による総合的な支援

を進める。



地域運営委員会とは

- 地域住民による「助けあい、支えあい」による地域運営を可能とするため、
- 小学校区から中学校区の広さの地区毎に、
- 地域で活動する様々な団体※が参加して構成する組織

※原則として、以下の5団体を必須団体とする。

地区連協、社協地区部会、地区民児協、育成委員会、
スポーツ振興会

地域運営委員会の役割

将来に渡り、地域住民による「助けあい、支えあい」により、地域を運営できるよう、以下の役割を担う。

- 1 団体間の情報共有、相互理解
- 2 地域の実態把握と将来像の検討
- 3 取り組みに関する企画立案
- 4 団体間の利害調整、合意形成

既存団体との関係

- 既存団体は「取り組みの主体」として、活動を継続。（事業実施）



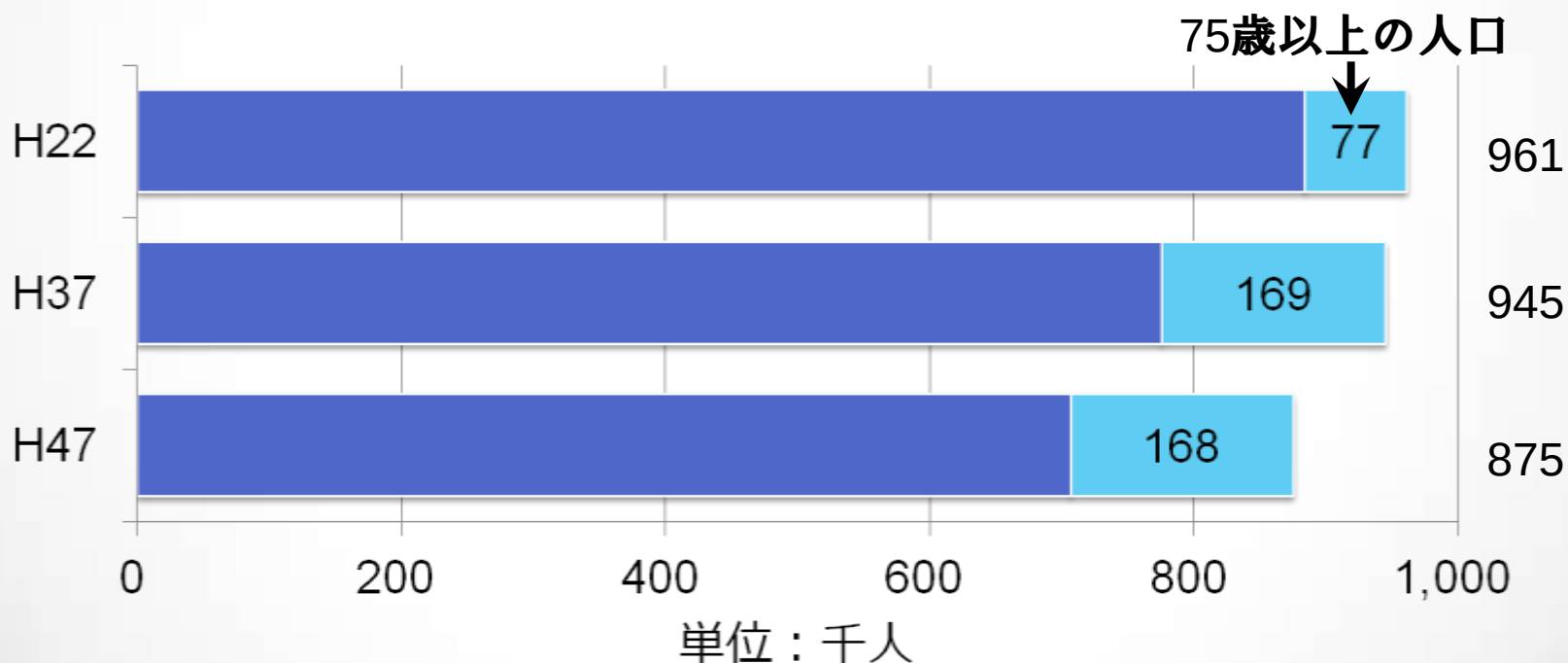
役割分担

- 地域運営委員会は、団体間の連携促進・調整、地域全体の企画・立案を行う。（企画、調整機能）

取り組みの背景（１）

人口減少

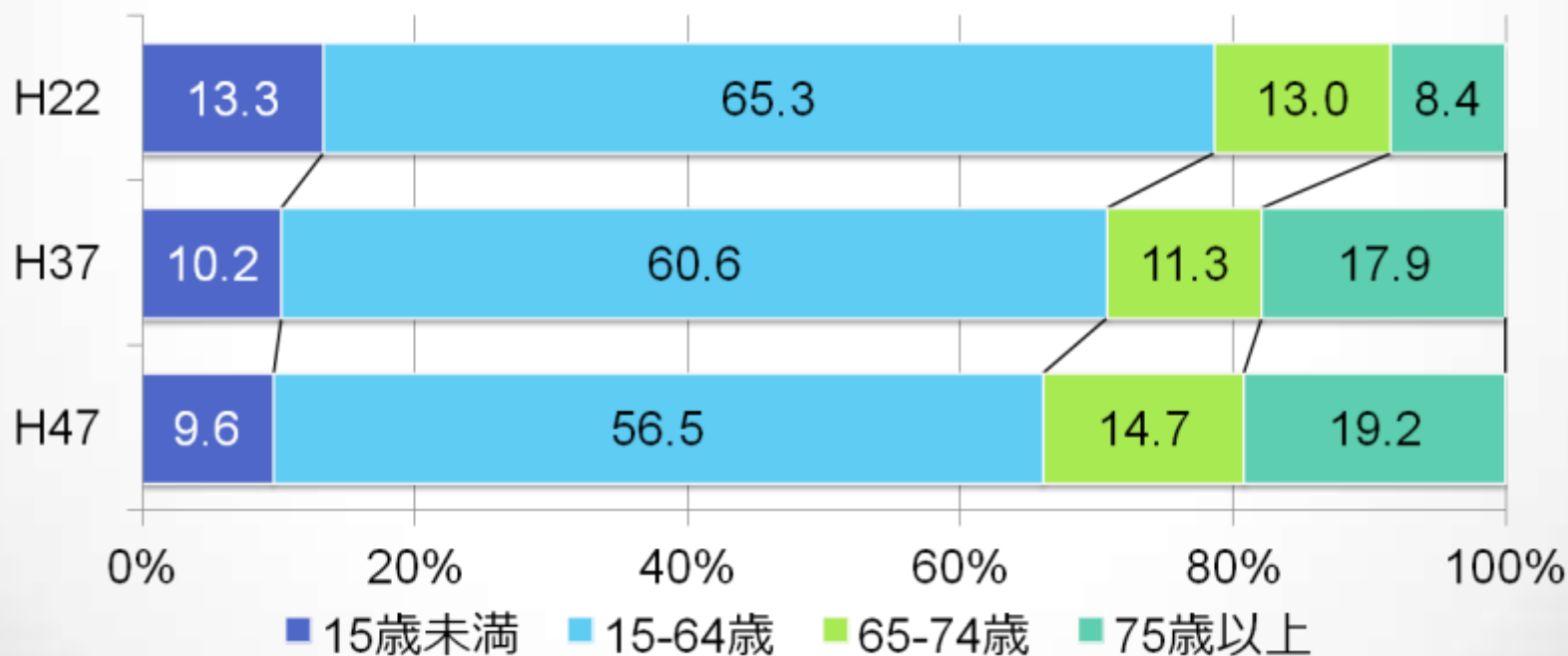
- ・ 市内人口は平成２７年をピークに減少する見込み



取り組みの背景（２）

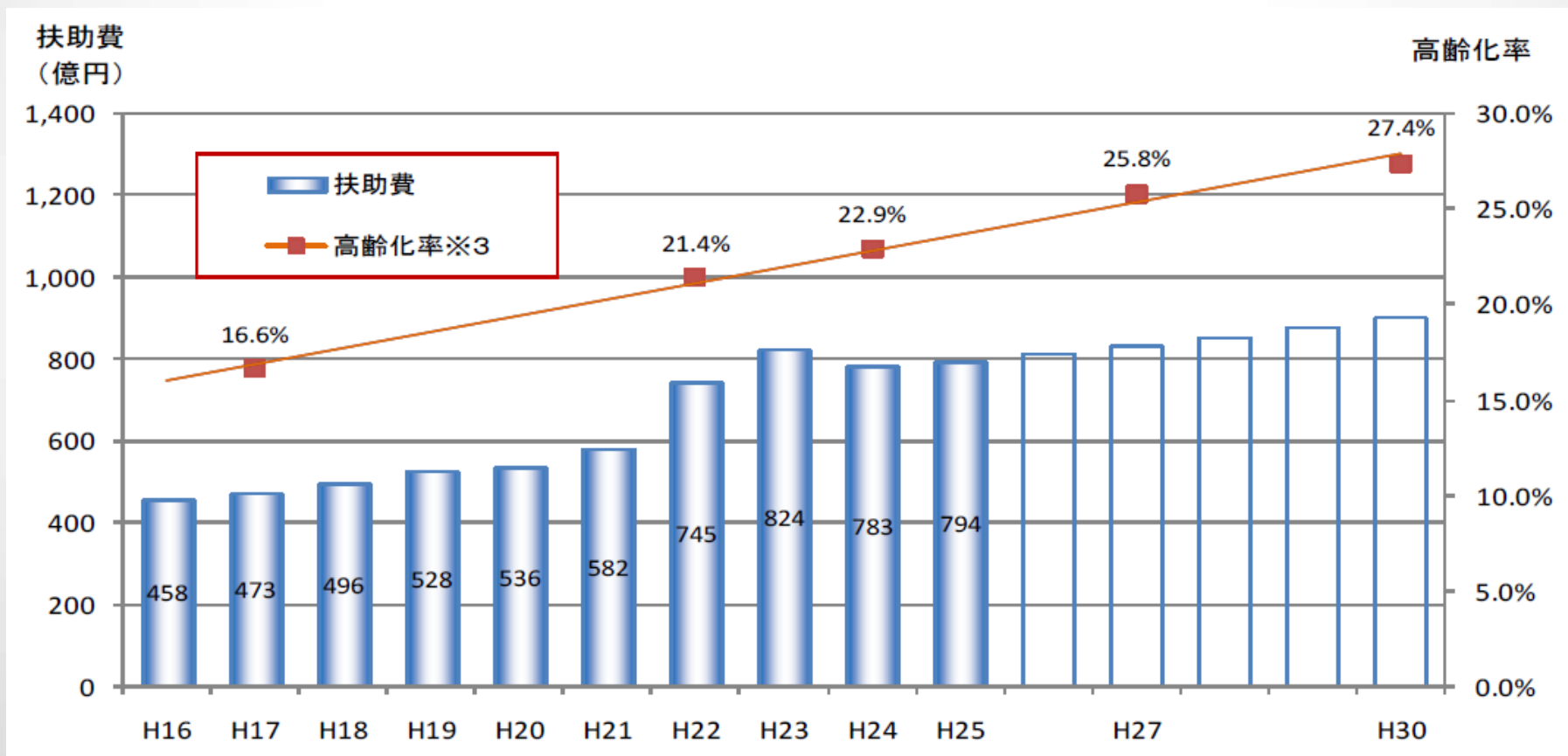
少子・超高齢化の進展

- ・ 高齢化率 H22 : 21.4% → H47 : 33.9%
- ・ 生産年齢人口 H22 : 65.3% → H47 : 56.5%



取り組みの背景（３）

扶助費の増加



千葉市財政健全化プラン中間見直し（平成24年3月）

取り組みの背景（４）

人口減少・少子超高齢化が進むことで、

税収減少 = 市の収入が減る

社会保障費の増加 = 市の支出が増える

+

市民ニーズの多様化・高度化・複雑化

→ 行政だけで解決しづらい課題が増加



市が、全ての地域課題を解決することは困難

取り組みの背景（５）

行政と地域が、特性に応じて役割分担を行い課題を解決

行政：市全域にわたる「公平・画一的」な対応が必要な課題

地域：地域毎の状況に応じた「個別・柔軟」な対応が必要な課題

地域の住民同士の助けあい、支えあいにより課題解決できることが重要

取り組みの背景（６）

しかし、地域の現状は・・・

- ・ 担い手不足により各団体の組織力が低下している地区もある
- ・ 課題解決力の地域間格差が発生

そこで

地域のコミュニティを良好なものとし、
地域で助けあい、支えあえる仕組みづくりを、
今のうちから段階的に進める必要がある。

地域住民の「助けあい、支えあい」が 求められる取り組み

○高齢者や障害者の支援

例) 見守り、生活支援(買物、ごみ出し支援、家・庭のメンテナンスなど)

○子供の健全育成

例) 声かけ、通学時の安全確保、地域ぐるみの次世代育成・非行防止

○防犯活動 例) 見回り、パトロール

○防災の取組(被害の拡大防止)

例) 備蓄品の用意、安否確認、避難誘導・援助、要援護者の支援、避難所運営

地域住民の「助けあい、支えあい」が 求められる取り組み

○環境美化、保全

例) 清掃活動、ごみステーション管理、花木の育成・維持、空地の草刈り

○健康づくり

例) スポーツイベント、運動会、ラジオ体操

○地域の絆づくり

例) 盆踊り、敬老会等の地域イベントの開催

地域のメリット（１）

○地域のことを地域で決められるようになる

地域の実態や住民ニーズに応じて、柔軟に事業内容を決めることができる。

○地域の資源を活用して事業を実施できる

団体間の連携・協働が進み、人材・資金・ノウハウ等を有効に活用できる。

○個々の団体の負担が軽減される

団体間の役割分担を明確にし、類似事業を協力して実施することで、負担を軽減できる。

地域のメリット（２）

○地域のことを地域で決められるようになる

- ・ 今後、地域づくりをどのような方向で進めていくかを整理し、議論、検討する上で非常に役立った。（北九州市）
- ・ 地域の中の問題点や事業内容を共有できるようになり、企画段階から住民が参加・協力するようになった。（高松市）
- ・ やる気のある団体、事業効果の大きい事業に重点配分できるメリットがある。（統合補助制度について・高松市）

地域のメリット（３）

○地域の資源を活用して事業を実施できる

- ・子ども会が主催していた夏休みラジオ体操に、新たな参加団体も主催に加わり、参加人数・期間とも拡大された。（北九州市）
- ・子どもの登下校時の見守りを自治会単位で実施していたが、限界があったため、自治組織を通して担い手を募集したところ、約９０名の募集枠に１４０名もの応募があり、自治会の範囲を超えた「子ども見守り隊」の結成につながった（長浜市）

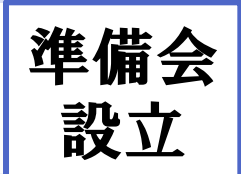
地域のメリット（４）

○個々の団体の負担が軽減される

- ・ 校区内で実施していた２つの文化祭を一本化し、その内容も地域一体となった、ふれあい重視の文化祭とし、従来から一変した。（北九州市）
- ・ 制度ごとに申請書、報告書を作成しそれぞれの窓口に提出していたものを一本化したことで、事務の簡素化が図れた。（統合補助制度について・神戸市）

地域運営委員会の取り組み内容（１）

スケジュール

	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
情報共有 意思疎通				
実態把握				
計画づくり 事業検討				
組織づくり				

地域運営委員会の取り組み内容（２）

０ 準備

○構成員集め

- ・ 必須５団体：町内自治会（地区連協）
社協地区部会、地区民児協
育成委員会、スポーツ振興会
- ・ その他の地域団体：老人クラブ、子ども会、
学校・ＰＴＡ、各種ボランティア団体
地域内の企業、病院、福祉施設など

○準備会の立ち上げ（既存組織の活用も可）

- ・ 運営方法の検討、明文化
担当する地域の範囲、意思決定方法、取り組み
内容、スケジュールなど
- ・ 事務局の運営体制の検討

地域運営委員会の取り組み内容（３）

準備段階での地域と市の役割分担

＜地域：委員会の運営主体＞

- ・ 地域の様々な団体に対して、地域運営委員会の設立についての協議に参加するよう、呼びかけを行う。
- ・ 地域運営委員会の設立について協議し、決定する。
- ・ 準備組織の事務局を立ち上げ、組織の運営を主体的に進める。
- ・ 構成員や運営ルール、スケジュールなど、会議の進め方を協議し、決定する。

地域運営委員会の取り組み内容（４）

準備段階での地域と市の役割分担

<市・区>

- ・ 地域運営委員会に関する説明を行い、設立に向けた地域の意識づくりを行う。
- ・ 会議や打ち合わせに同席し、地域との間で情報を共有する。
- ・ 地域の実態に合った準備組織を立ち上げるための支援（事例紹介や規約の雛形の提供など）を行う。

地域運営委員会の取り組み内容（５）

1 情報共有・意思疎通

○団体間の連携・協働を進めていくための第一ステップ

○定期的に会議を開催し、各団体の

- ・活動内容

- ・運営上の課題

- ・その他、活動を進める上で考えていること 等を相互に把握する。

○委員会に出席している団体の代表者は、内容を持ち帰り、団体内部でも情報共有を行う。

地域運営委員会の取り組み内容（６）

２ 実態把握

○「地域の将来像」を考え、地域で必要とされる取り組みを検討するため、地域の実態を把握する。

○実態把握の実施例

例１ 住民アンケートの実施

例２ 住民へのインタビュー

例３ 地域カルテの作成

例４ まちあるき

○調査結果を、地域で公表する。

地域運営委員会の取り組み内容（７）

３ 計画策定、事業検討

○把握した実態を踏まえ、

- ・地域の将来像（目指す地域の姿）
- ・将来像を踏まえた中期的（３年程度）な計画の策定
→将来像を見据え、何に重点的に取り組むか
- ・次年度に各団体が実施する具体的な事業内容の検討
→「誰が」「何を」「どのように」実施する
を検討する。

○委員会の構成員だけでなく、地域の住民を巻き込んで検討を行う。

地域運営委員会の取り組み内容（８）

４ 組織づくり

○地域運営委員会の正式な設立に向けて、

- ・ 組織構成（役員、事務局体制など）
- ・ 構成団体
- ・ 活動範囲
- ・ 意思決定や会計に関すること

などを検討し、規約等の形で明文化する。

○組織成立後は、区への登録を行う。

地域運営委員会の取り組み内容（９）

検討開始後の地域と市の役割分担

＜地域：委員会の運営主体＞

- ・ 会議の準備（日程調整・会場確保、議題設定、資料作成）及び会議の進行
- ・ 地域運営委員会に関する地域内の広報
- ・ 地域運営委員会及びその準備組織に関する事項の協議、決定。
- ・ 地域の団体間の協議、調整の実施

地域運営委員会の取り組み内容（１０）

検討開始後の地域と市の役割分担

<市・区>

- ・ 会議や打ち合わせにオブザーバーとして出席し、地域との間で情報を共有する。
- ・ 会議や準備組織での地域の取り組みへの支援
 - 先進事例や市の情報等の提供
 - 市の他部署、市以外の団体等との協議・調整
 - 資料の作成に関する助言、情報提供
 - 地域の取り組みへの出席 ほか

市の支援（１）（今後の予定）

1 財政面の支援

- ・ 地域運営委員会設立補助の創設
- ・ （仮称）地域運営交付金の創設

2 人材面の支援

- ・ 地域担当職員制度の導入

3 活動拠点確保の支援

- ・ 公共施設の活用による拠点確保支援

市の支援（２）

1 財政面の支援

○地域運営委員会設立補助

- ・ 会議開催や地域の実態把握、地域内での広報等に必要な経費を支援
- ・ 補助上限額 10万円／地区を予定
- ・ 補助期間 1年間（1地区1回のみ）
- ・ 地域運営委員会設立補助の交付を受けた地区は、地区コミュニティづくり懇談会運営補助の交付を受けることはできない

市の支援（３）

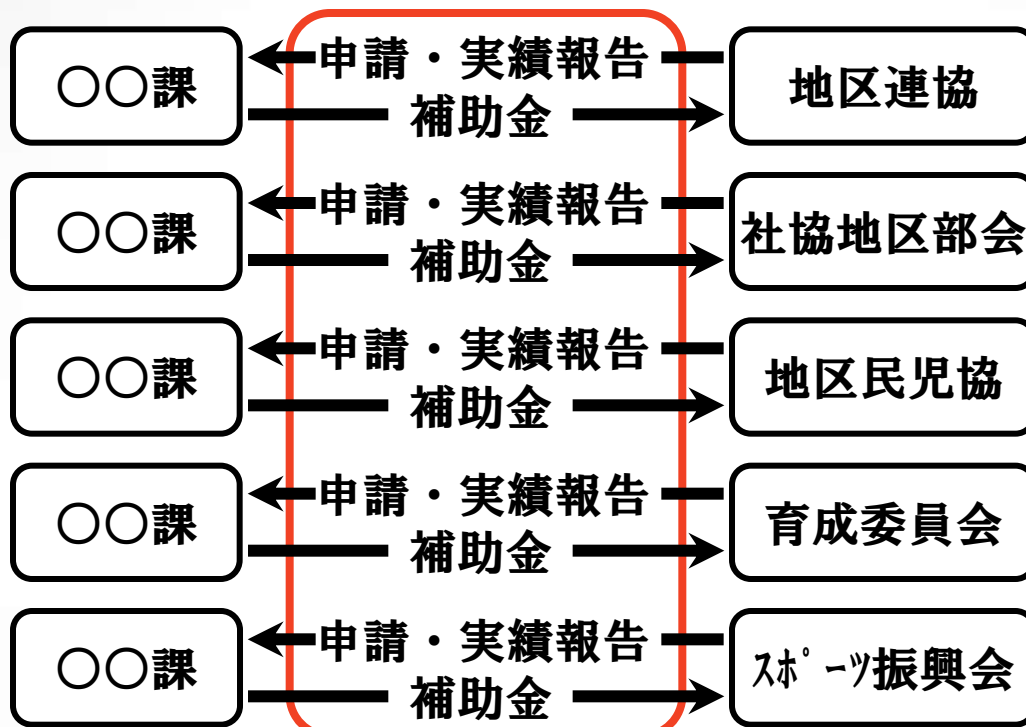
1 財政面の支援

○（仮称）地域運営交付金の創設

- ・ 地域の各団体にそれぞれ交付されている補助金を地域ごとにまとめ、地域運営委員会に一括交付
- ・ 市の縦割りをできるだけ排し、地域の課題に即して、用途を柔軟に決めることができる。
- ・ 交付金は、地域運営委員会で協議し、地域の合意に基づき、各団体へ配分

(仮称) 地域運営交付金の仕組み (イメージ)

【導入前】



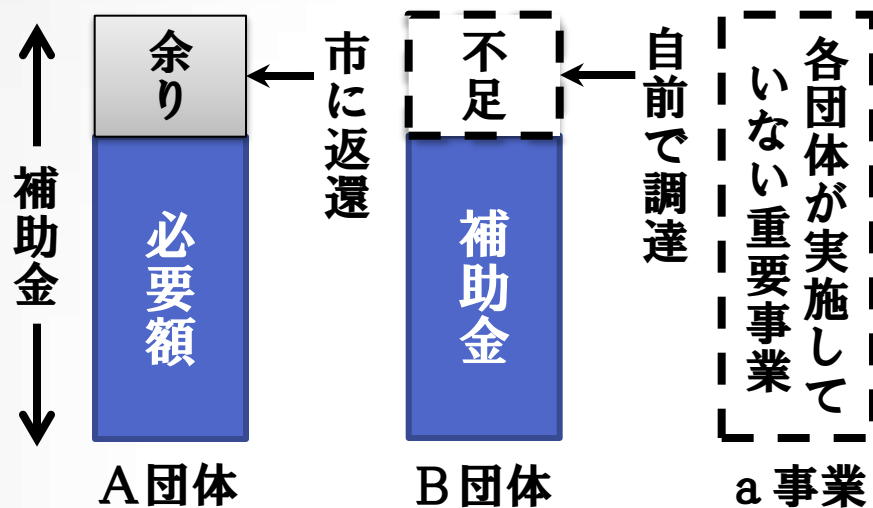
一本化

【導入後】

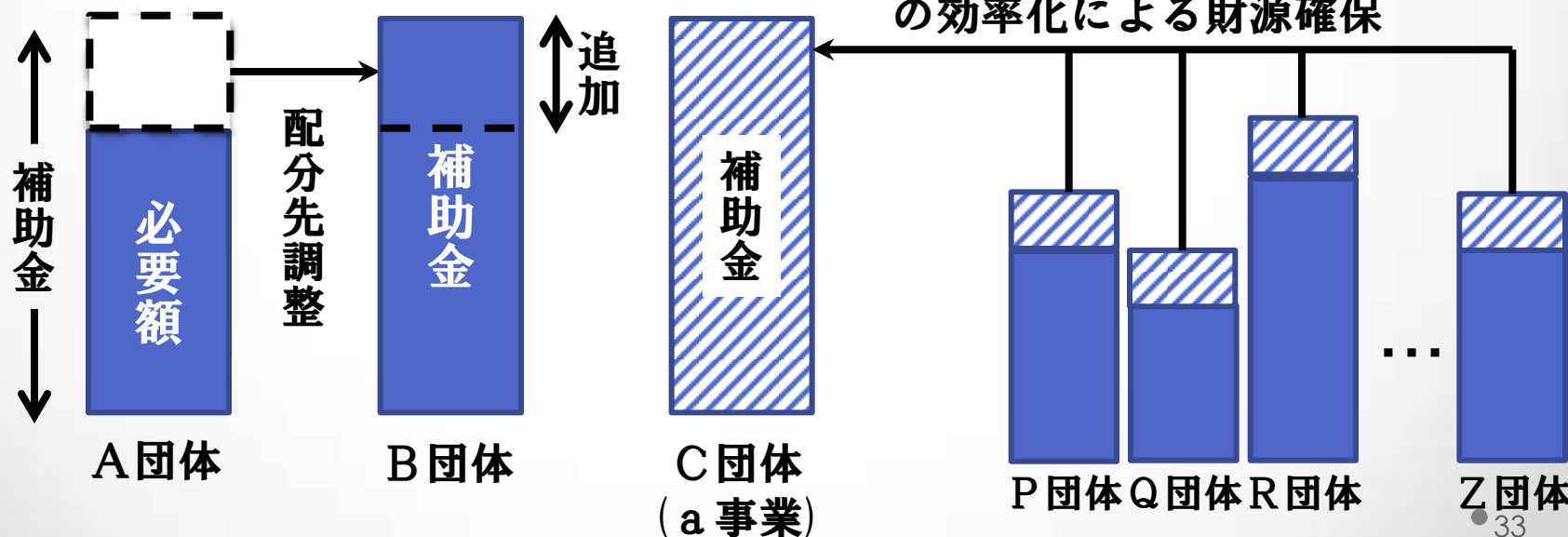


(仮称) 地域運営交付金の仕組み (イメージ)

【導入前】



【導入後】



市の支援（４）

２ 人材面の支援

○地域担当職員の配置

- ・ 委員会の立ち上げや地域の実態把握、取り組み内容の検討、事業計画の作成等の委員会の運営面を支援するため、地区毎に担当職員を配置。
- ・ 担当職員は、地域運営に必要な情報やノウハウを地域に提供するほか、地域における市役所の窓口として庁内外との調整を行う。
- ・ 将来的に（仮称）地域担当職員制度を創設し、制度的に対応する予定であるが、制度創設までの間は、市・区の職員が中心となって支援を行う。

市の支援（５）

３ 活動拠点確保の支援

- ・ 将来的に、地域の需要に応じて、公共施設の活用による活動拠点の確保が可能となるよう、施設の所管課等と協議するとともに、制度化を含めた検討を行う。

今後の展開

